

年金記録問題・法改正の動向等について

～ 平成19年9月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成20年3月

目次

1.	<u>年金記録問題</u>	… 2頁
	年金記録問題のきっかけ【国】	… 3頁
	年金記録問題【厚年基金】	… 6頁
	-1.年金記録問題のこれまでの流れ	… 7頁
	-2.年金記録問題の足元の動き	… 8頁
	-3.年金記録問題の対応スケジュール	… 9頁
	-4. 『未請求者への対応』	… 10頁
	-4. 『住所管理への対応』	… 11頁
	-4. 『記録突合について』	… 12～14頁
	-4. 『ねんきん定期便への対応』	… 15頁
	-4. 『突合等費用の取扱いについて』	… 16頁
	【ご参考】現状の通知等の出状状況	… 17～18頁
2.	<u>法改正等の動向</u>	… 19頁
3.	<u>その他の動き</u>	… 28～32頁
4.	<u>【ご参考】平成19年10月～平成20年3月の年金ニュース</u>	… 33～35頁

1. 年金記録問題

A thick red horizontal bar with a slight gradient and a shadow effect, positioned below the title.

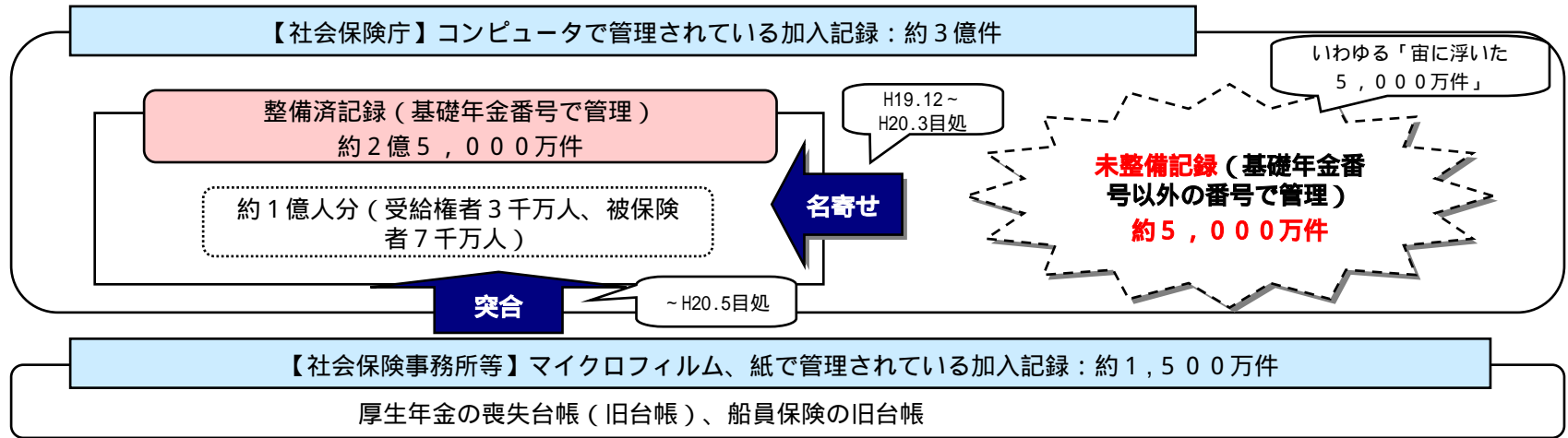
年金記録問題のきっかけ【国】



1 - 0 . 年金記録問題のきっかけ【国】

- 国の年金記録問題(いわゆる「宙に浮いた5,000万件」等)に対し、平成19年7月、政府与党からその総合的な対策が公表され、「厚年基金における記録突合」についても言及されました。
- 平成19年12月から、対策の1つとして「ねんきん特別便」が随時送付されていますが、厚年基金の加入記録への影響も想定されます。(次頁ご参照)

記録問題の概要(国民年金、厚生年金)



主な対策(総合的な対策より)

年金記録の名寄せ(記録突合)

基礎年金番号の統合、**厚生年金基金と社会保険庁の記録突合**、マイクロフィルム等のデータの社保庁データとの突合等

ねんきん特別便

基礎年金番号への名寄せ対象者への結果の還元、受給者及び加入者に加入履歴還元

相談体制の拡充

企業単位の記録一括照会、電話・インターネット等による相談体制の拡充

その他にも法令等の整備も行われています。年金時効特例法(H19.7施行)、厚生年金特例法(H19.12施行)等

【ご参考】『ねんきん特別便』【国】

- 国の未整備記録が名寄せされますが、基金記録に係る加入者等からの問合せが想定されます。
- 記録が名寄せされた結果、基金加入員等の記録が訂正されることも想定されます。(社保庁からの記録訂正の通知(地方厚生局経由))
 別人格と認識していたAさんとBさんの記録が名寄せ
 基礎年金番号修正、加入者期間修正等
- 平成20年6月～10月にかけては、すべての加入者に対して送付されますが、事業主に対して配布・回収の協力依頼がされています。

<ねんきん特別便の配布・回収スキーム>
 協力可否調査票の送付(3月中旬)・回答(4/11まで)
 特別便送付(6月上旬以降、北に位置する事業所から順に)
 3,000人未満の事業所から提供(うち500人以上は磁気媒体によるリスト提供あり。)
 3,000人以上の事業所は磁気媒体リスト順による提供も可能(提供は8月以降)

住所氏名

基礎年金番号

加入履歴(資格取得・喪失年月日、履歴ごとの加入月数)

生年月日、作成年月日

加入期間

【ご参考】ねんきん特別便(国)

(年金支給者様)

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
 東京都福祉局高井戸南
 7-14-21
 年金 太郎 様
 432108870543

社会保障庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、本件内の加入記録表に十分にご確認いただき、ご回答をお願いします。

※ 5000万件の記録中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

①基礎年金番号
 1234-567890
 (あなたの加入履歴)

②生年月日
 昭和17年 4月 2日
 ③作成年月日
 平成18年12月 1日

№	④加入履歴	⑤お名前(氏名または会社名)	⑥資格取得年月日	⑦資格喪失年月日	⑧加入月数
1	前保	ABC船能	昭和37. 4. 1	昭和46.10. 1	114
2	国民	国民年金	昭和46.10. 1	昭和58.10. 1	144
3	厚生	年金協山株式会社	昭和58.10. 1	昭和61.11. 1	25
4	厚生	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
		(厚生年金基金加入期間)	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1]
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
6	国民	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

国民年金						厚生年金保険		退職者保険		⑨年金加入期間合計 (⑧+⑦+⑥)
納付済月数	未納月数	加入月数	喪失月数	合計	加入月数 (基金)	加入月数 (基金)	加入月数	加入月数		
94	0	0	0	94	49	57	114	152	303	
国民年金の加入月数の合計 →					152	241	241			
⑩合計諸組合加入月数					⑪合計加入期間 (⑧+⑦)		※ 国民年金に加入されている期間には、このほか『本人加入期間』と併記し、満期年金の額とさせていただきます。このほか『本人加入期間』と併記し、満期年金の額とさせていただきます。			
40					343					

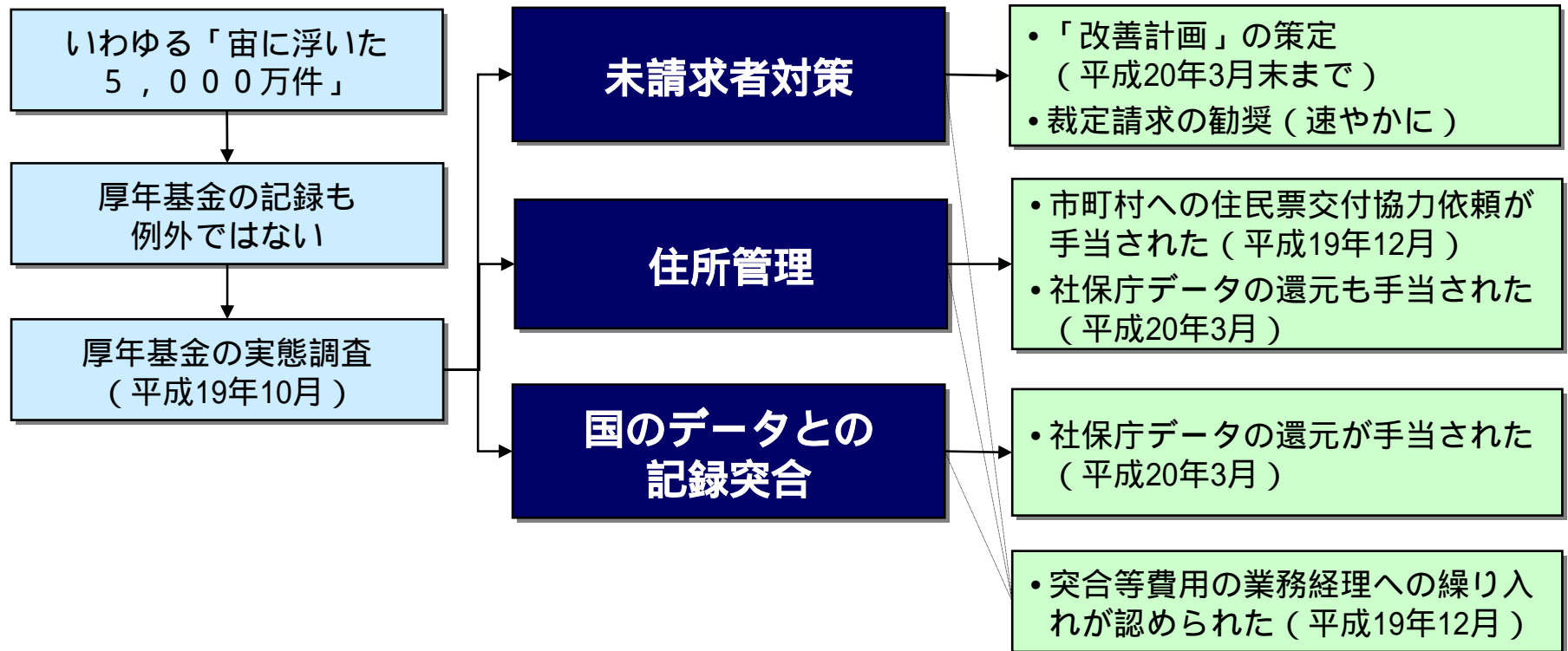
※ このお知らせの頁については、リーフレットの2ページをご覧ください。

年金記録問題【厚年基金】



1 - 1 . 年金記録問題のこれまでの流れ

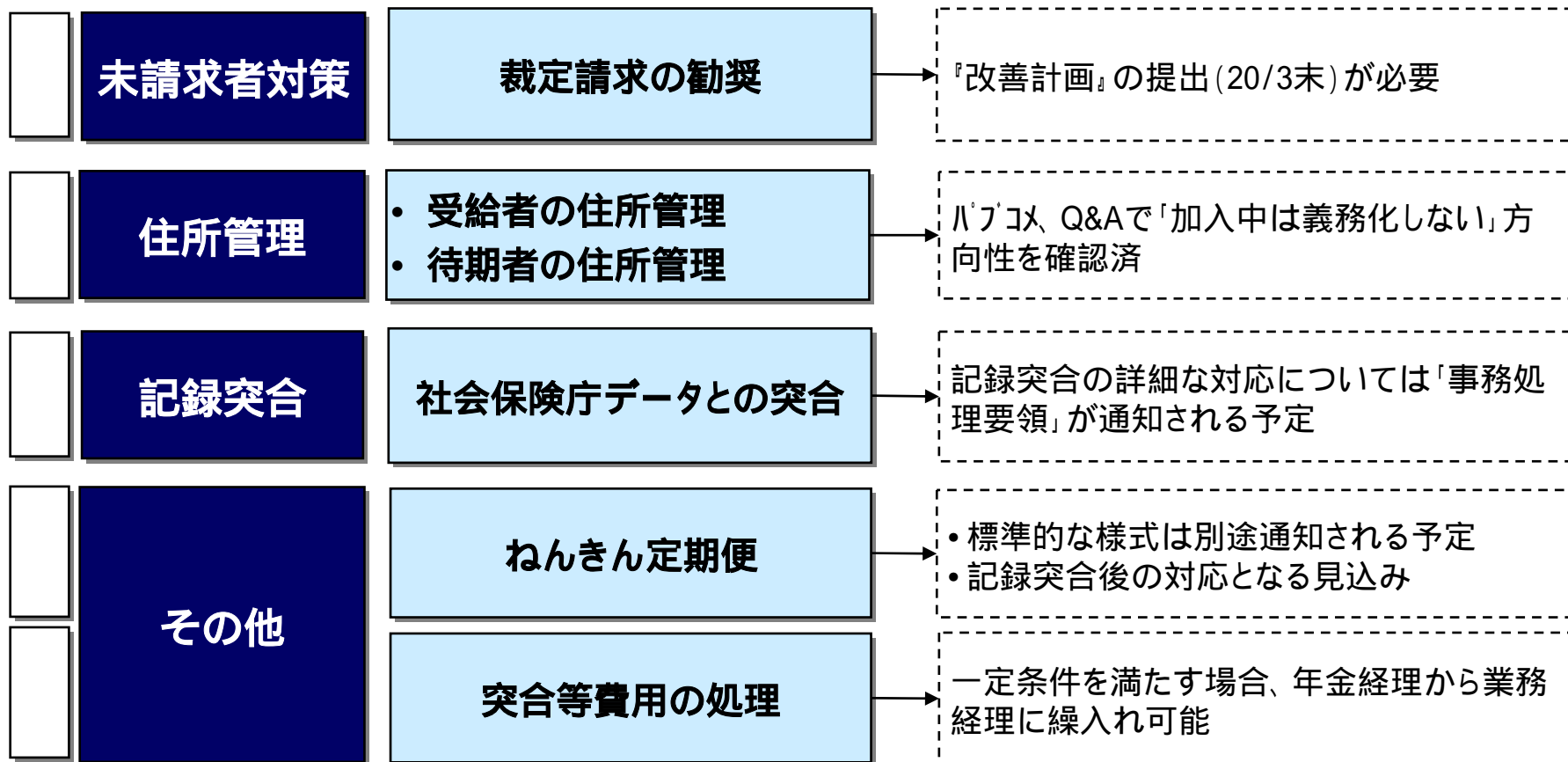
- いわゆる「宙に浮いた5,000万件」の年金記録問題に端を発し、厚年基金においても「未請求者」、「住所管理」、「記録管理」への対応が求められています。
(本格的な対応が平成20年度、21年度において必要になると思われます。)



覚書等の提出が前提(H20.3.13迄)

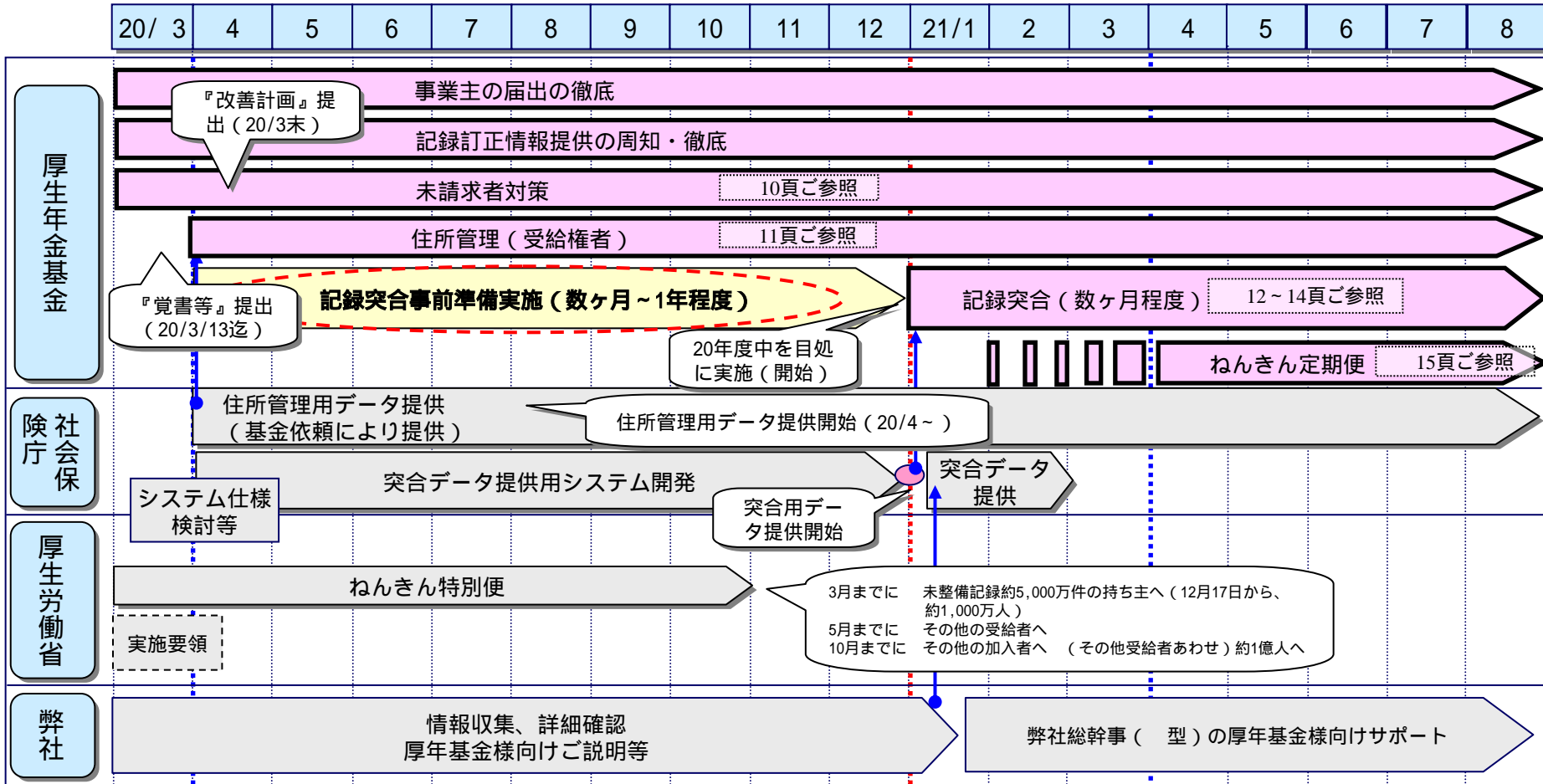
1 - 2 . 年金記録問題の足元の動き

- 加入中の「住所管理」は義務化されない方向性を確認しています。
- 「記録突合」の「事務処理要領」は平成20年3月に公表予定とされています。



1 - 3 . 年金記録問題の対応スケジュール

- 「記録突合に関する事務処理要領」は3月中に公表される予定です。
- 記録突合については相当程度の作業負担が考えられます。



1 - 4 . 『未請求者』への対応

➤ 「厚生年金基金の年金の実態調査」で明らかになった「未請求者」と「住所不明者」について対応が必要です。 各厚年基金は平成20年3月31日までに「改善計画」を提出

(通知「厚生年金基金における裁定請求を行っていない者に係る改善計画について」(19年12月))

1. 『未請求者』への対応例

未請求者:年金の受給開始年齢に達しているが、裁定請求を行っていない者

【対応例】

- 電話による請求勧奨
- 未請求者向け郵送による案内の実施(予定年金額の通知、年金受給のメリット解説、請求方法等)
- 「基金だより」による未請求者問題の特集(基金全体の動向と当基金の現状等)
- 基金ホームページに未請求者向け案内を掲載

【再発防止策例】

- 実施事業所向け資格喪失時の説明パンフレット作成(請求方法、住所変更届等)
- 未請求者数の月次管理と定期的な請求勧奨の実施

2. 『住所不明者』への対応例

住所不明者:「未請求者」のうち住所が不明である者

【対応例】

- 旧居住地の市区町村からの住民票交付
- 社会保険庁の住所データ(平成20年4月から提供予定)の活用

【再発防止策例】

- 実施事業所向け資格喪失時の説明徹底(請求方法、住所変更方法等)
- ねんきん定期便等、基金送付物への住所変更届の添付

平成19年12月28日付通知「厚生年金基金における裁定請求を行っていない者に係る改善計画について」

1 - 4 . 『住所管理』への対応

- 加入中の住所管理は、「基金にて原則管理する。但し、事業主にて適切に管理する事も可能とする予定」との確認を得ております。
(通知にて示達予定(20年3月))

厚年基金は定期的(例えば毎年1回)に事業主に注意喚起することが必要と思われます。

- 待期者の住所管理は今後必須となる予定です。
(20年2月～省令改正のパブコメ開始)

住所管理実施事項の概要とそのスケジュール

平成20年4月

待期者の住所管理の制度化

- ・喪失時の届出項目に「住所」を追加 【省令改正予定(20年2月パブコメ開始)】
- ・住所届出(待期者 基金) 【通知改正予定】
- ・新規に発行する加入員証には基金の基金名、所在地、電話番号を記載することが求められる見込です。

社会保険庁からの住所情報等の提供(4～9月)

- ・各厚年基金から、60歳以上の住所不明者(受給者)に関し、FD等により連合会を経由し照会すると、社会保険庁(社会保険業務センター)から住所情報が提供される。(不一致の場合は事由等)

平成20年10月

社会保険庁からの住所情報等の提供(10月～)

- ・年2回(4月及び10月)、各厚年基金から住所不明対象者(待期者、受給者)に関し、FD等により連合会を経由し照会すると、社会保険庁(社会保険業務センター)から住所情報が提供される。(不一致の場合は事由等)

新規裁定者情報の提供

- ・随時、FD等により住所不明者の所定の情報を連合会に登録する事により、当該不明者の裁定情報が提供される。

『待期者の住所管理』への対応例

- ・実施事業所向け資格喪失時の説明徹底(請求方法、住所変更方法等)
- ・待期者向け郵送による案内の実施(予定年金額の通知、住所変更届等)
- ・基金ホームページに待期者向け案内を掲載
- ・住所変更届のメール送信を可能とする

【通知出状済(20年3月)】

『社会保険庁の保有する住所情報等の厚生年金基金への提供に係る取扱いについて』

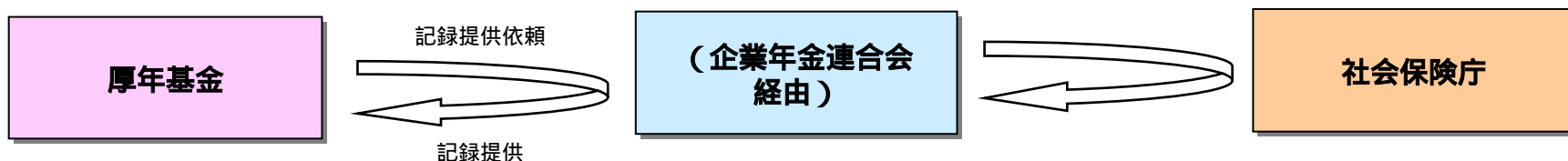


1 - 4 . 『記録突合』への対応

- 平成21年1月頃から、記録突合用の社保庁データが随時還元される予定です。
- 記録突合は「社保庁記録との突合」「不一致記録の訂正」という流れとと思われますが、記録突合後の記録訂正においても相応の事務負担が想定されます。

記録突合の流れ（想定されるスキーム）

【平成21年1月以降（予定）】



加入員原簿(加入員・待期者・受給者)の記録突合を実施！

記録一致(終了)

中途脱退者は
連合会が突合

記録不一致

社保庁記録と基金記録が不一致

基金記録なし(社保庁記録あり)

社保庁記録なし(基金記録あり)

事業所が倒産している場合、事業所が任意脱退し待期者となっている場合等は、照会作業に時間がかかる恐れがあります。

厚年基金が事業主(または本人)に記録を照会し、回答によりどちらが正しいかを判断する

社保庁または基金の記録を所定の手続きを経て訂正

記録突合 数ヶ月程度

1 - 4 . 『記録突合』に係る社保庁データ（イメージ）

- 記録突合の項目は通知で示されています。（以下）
- 相当程度のデータ不一致が発生するものと思われます。（社保庁データが代行返上の場合のデータ内容と同程度と想定）

記録突合の項目

（通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」（19年10月）より）

基金番号

標準報酬月額
（標準賞与額）

基礎年金番号

異動原因
（新規取得、再取得、月変、
算定、資格喪失、死亡喪失）

氏名

年金証書記号番号
（基礎年金番号・年金コード
及び支給制度区分）

生年月日

受給権発生年月

異動年月日
（取得、月変・算定・喪失）

1 - 4 . 『記録突合』の事前準備

➤ 事前準備を行なうことでスムーズな突合作業が実施可能と思われます。

1 . 基金記録の事前整備等

- (1) 加入員番号払出簿・再加入者の整備
(同一人の確認、基礎年金番号の整理等)
- (2) 喪失事由で再加入が明らかな者の取扱い(中脱処理の有無)の確認
- (3) 現況届未提出者へ催促、確認
(生存、死亡)
- (4) 未裁定者等の整備
- (5) その他
カナ氏名相違の確認
生年月日相違の確認

社保庁データとの記録突合は、受託機関の副本データと機械的に突合することが現実的と考えられます。その為、事前に正本・副本整備を行なっておく必要があります。

2 . 基金の記録（正本・加入員台帳等）と受託機関がデータ管理している記録（副本）との整備

- (1) 適用基本項目の確認
加入員番号払出簿等と加入員台帳、索引表等との確認
- (2) 給付関連項目の確認
代行年金の支給開始月等の確認

弊社サポート（案）

- (1) 基金様あてご説明（説明会の開催等）
- (2) 記録突合事前準備（加入員台帳）、記録突合事務サポートサービスの実施

弊社総幹事 型の厚年基金様向けのサポートとして、加入員台帳に係る正本・副本整理の支援、突合の支援等のサービス提供を検討中です。

「記録突合に関する実施要領」の詳細取扱いの確認のうえ、ご案内いたします。
また、別途契約の締結が必要となる可能性があります。

1 - 4 . 『ねんきん定期便』への対応(平成20年度目途)

- 基金においても加入員等に対する記録等の提供が努力義務として課せられます。(記録突合事務の完了後の対応が)
- 標準的な様式は別途通知される予定ですが、国のねんきん定期便と類似した内容と予想されます。

住所氏名

基礎年金番号

生年月日

加入履歴(資格取得・喪失年月日、履歴ごとの加入月数)

加入期間

【ご参考】ねんきん定期便(国)

ねんきん定期便

～35歳になられる方への年金加入記録のお知らせ～

181-9999
東京都三鷹市中津道
1-20-2
年金 太郎 様

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも開
覧できる「年金個人情報開示サービス」が便利です！
今すぐ知らせする年金加入記録に加え、国民年金の保
険料納付状況、厚生年金・船員保険の保険料の基礎とな
る標準報酬月額、標準給付額などの最近情報(毎月1回
更新)がいつでもご覧いただけます。

OIA-012000024

社会保険庁

生年月日 昭和47年 4月 2日

平成19年 2月 1日現在の年金加入記録です。

番号	総称	住所(在籍)で加入する事業所名称・加入年金制度及び共済組合名称等	必要資格取得年月日	必要資格喪失年月日	加入月数
1	船保	ABC船保	平成 4. 4. 1	平成 12. 10. 1	18
2	国民	国民年金	平成 5. 10. 1	平成7. 4. 1	18
3	厚生	東京株式会社 ①厚生年金基金加入履歴	平成 7. 4. 1	平成10. 4. 1	36
4	共済	CC共済組合	平成10. 4. 1	平成12. 4. 1	24
5	厚生	高井戸社会保険 株式会社	平成12. 4. 1		82

見 本

国民年金						厚生年金保険		船員保険		年金加入 期間合計
加入期間 開始	加入期間 終了	加入期間 開始	加入期間 終了	加入期間 開始	加入期間 終了	加入月数 累計	加入月数 累計	加入月数	加入月数	
15	0	0	0	0	0	15				
加入月数						118	118	18	18	151
加入月数						136	136			
国民共済組合等加入月数						国民共済加入月数(合計)				
24						176				

1 - 4 . 突合等費用の取扱いについて

➤ 一定条件を満たす場合、年金経理から業務経理に繰入れを行うことが認められました。

(通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」(19年12月))

(通知「年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的取扱い」(20年3月))

1 . 繰入れの用途

記録突合に係る費用

ねんきん定期便に係る費用

裁定請求勧奨に係る費用

住所管理に係る費用

2 . 繰入れの要件

1 . 資産額要件

繰入する事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証において、純資産額が責任準備金から許容繰越不足金を控除した額を上回ること

2 . 財政運営要件

必要な掛金引き上げを実施していること

継続基準に抵触していないこと

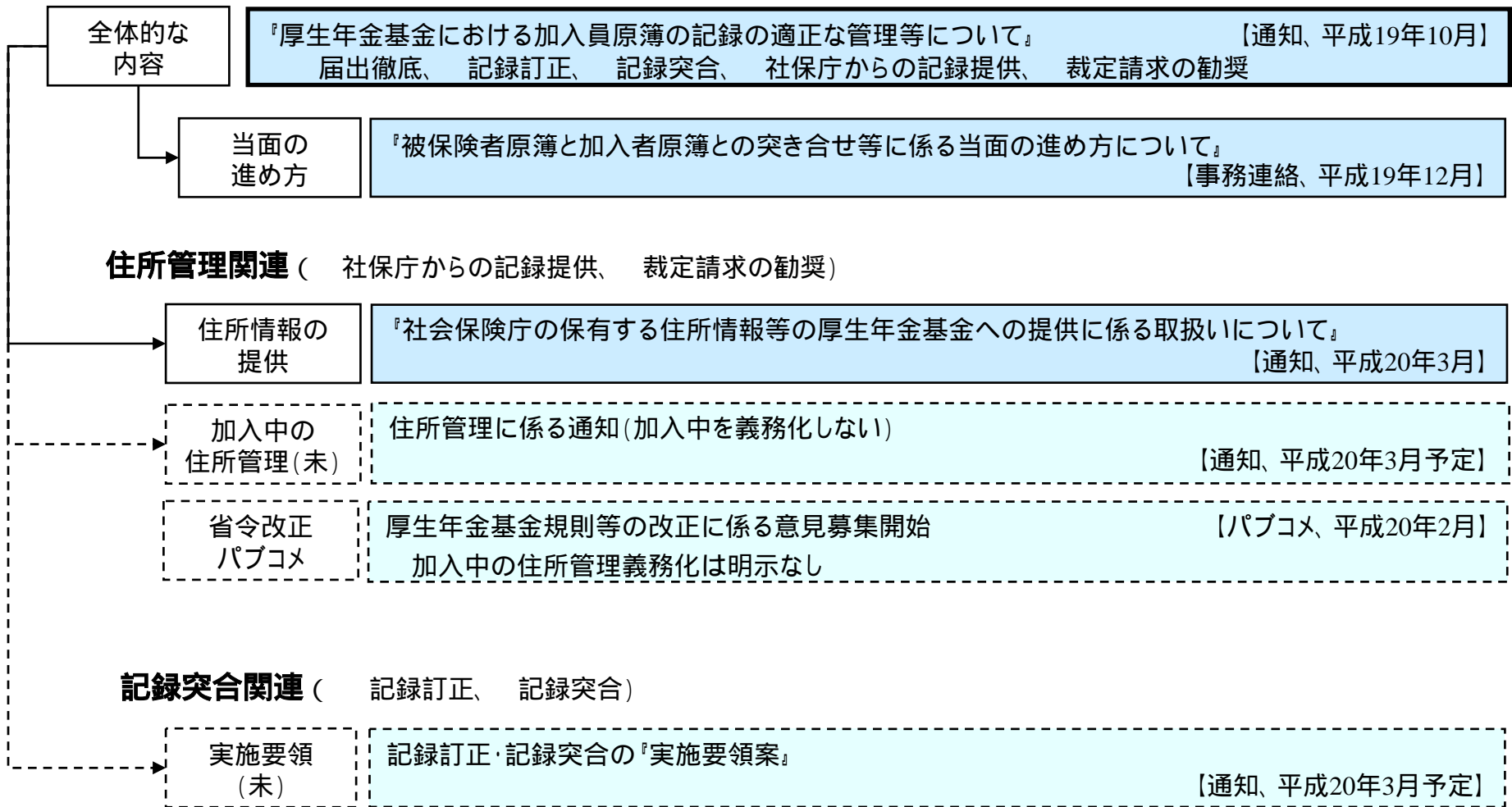
非継続基準に抵触した場合は、掛金手当て済または掛金手当の規約変更申請済であること

財政計算を財政運営基準に基づいて実施していること

財政計算を行うことで純資産額が責任準備金から許容繰越不足金を控除した額を上回る場合も、上記2.に合致すれば繰入れが認められる

- 平成20年度及び平成21年度に支出するものに限り、年金経理から業務経理への繰入れに際しての「その他の経費」に該当する
- 財政運営基準中、「その他の経費」の繰入れ限度額は「純資産額 + 許容繰越不足金 - 責任準備金」ただし、基金財政の健全な運営に影響がなければ更なる繰入れが可能

【ご参考】現状の通知等の出状状況



【ご参考】現状の通知等の出状状況

その他の通知等

・経費関連

経費の取扱い	『厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて』 【通知、平成19年12月】
繰入れ特例通知	年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いについて 繰入要件等を緩和 【通知、平成20年3月】

・未請求者、住所管理関連

『厚生年金基金、確定給付企業年金及び国民年金基金における加入員(者)原簿に係る加入員等の住所の把握について』 各地方自治体への住民票取得協力依頼 【事務連絡、平成19年12月】
『厚生年金基金における裁定請求を行っていない者に係る改善計画について』 平成20年3月末までに改善計画提出 【通知、平成19年12月】
『社会保険庁の保有する住所情報等の厚生年金基金への提供に係る手続きについて』 平成20年3月13日までに「覚書等」を厚生労働省宛送付 【事務連絡、平成20年3月】

2 . 法改正等の動向

A thick red horizontal bar with a slight gradient and a shadow effect, positioned below the title.

2 . 法改正等の動向

2 - 1 . 厚生年金特例法

平成19年12月施行

- 法・政省令は施行済
- 年金記録確認第三者委員会により、年金記録の訂正が必要とされた件数
1349件（うち、厚生年金特例法に関するもの **61件**） 平成20年2月15日現在
- 厚生年金基金に対する影響は少ないと考えられる。

2 - 2 . 第3号被保険者期間の分割

平成20年4月施行

- 政省令は公布済(平成20年3月26日)
- 離婚分割と同様の事務手続きが必要。

2 - 3 . その他の改正事項

2 - 1 . 厚生年金特例法（平成19年12月施行）

- 国の厚生年金の掛金について事業主が納付を怠っていた（未納掛金）と第三者委員会が判断した場合、未納分が給付へ反映される（厚年基金も同様）。

（ ）法律の正式名称：「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」

対象となるケース

事業主が基金掛金を控除したにも関わらず基金掛金を未納とした場合のうち、以下のいずれにも該当する場合

加入員の資格取得、標準報酬決定等の届出（厚年法第128条）を正しく行っておらず、掛金徴収の時効2年を経過している場合
「年金記録確認 第三者委員会」にて掛金未納と判断された場合

対象となった場合は・・・

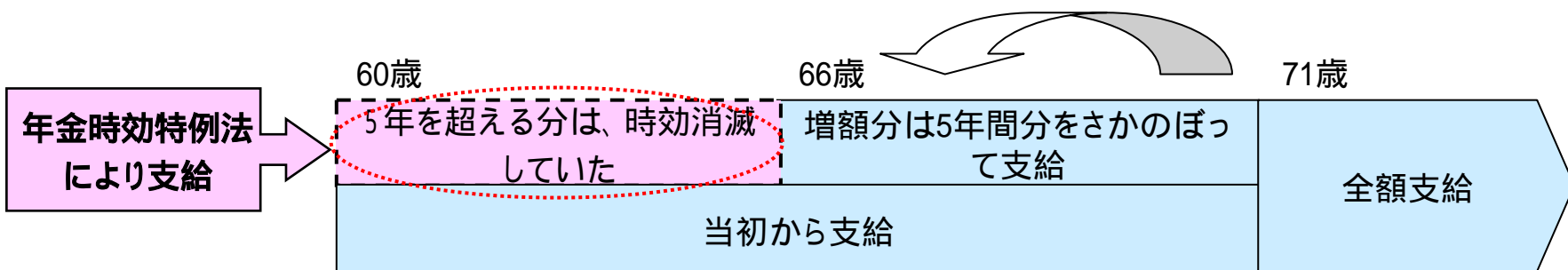
- ・未納掛金について、基金は毎月、文書・電話等で継続的に納付を勧奨（努力義務）。事業主の未納掛金納付の申出期限は、勧奨日の6ヶ月経過後の属する月末が適当（基金の判断による）。
- ・未納掛金の納付申出を期限内にしない場合、または申出をしたが納期限までに納付しない場合、事業主名を公表する（納付されたか否か明らかでない場合は、公表してはならない。）
- ・政府は、未納掛金に相当する額を基金に交付する。これは、（6ヶ月間の納付勧奨後に行う）事業主名等の公表の4ヵ月後に基金が納付勧奨を再度行い、（2度目の）納付申出期限までに納付がない場合、および公表後10ヶ月経過してもなお住所不明等により納付勧奨できなかった場合が対象となる。（事業主等の納付申出があった場合は、実際の掛金納付有無に関わらず交付されない。）
- ・基金は、地方厚生局に対し、特例対象加入員に係る資格取得確認等の件数、未納掛金等の納付状況を毎月報告する。

【ご参考】年金時効特例法の施行（平成19年7月施行）

- 国の年金記録が訂正された場合、時効(5年)が廃止された。
年金記録の訂正による年金の増加額は、従来時効により消滅していた部分も含めて全額支給
- 国の年金の時効(5年)は代行部分も含む基金給付には影響ありません。
- 基金が時効を援用する場合は、国・連合会(時効を援用していない)とのバランスを考慮し加入員に十分説明する必要があると考えます。

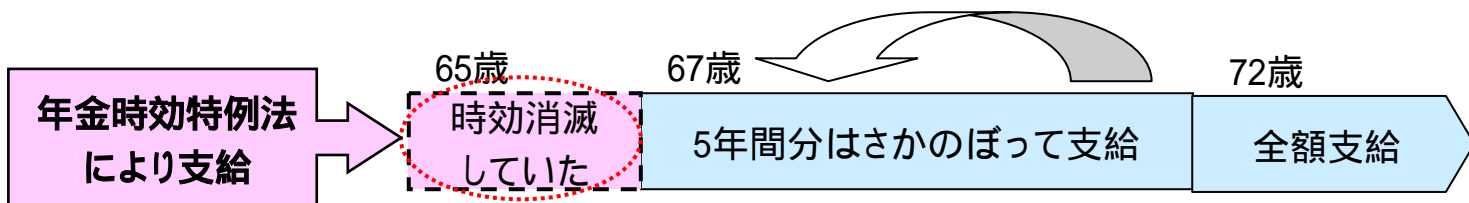
例

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



例

72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることがわかった場合



2 - 2 . 第3号被保険者期間の分割（平成20年4月施行）

離婚に係る年金分割は2種類

- 離婚時の年金分割（平成19年4月1日施行）
- 第3号被保険者期間の分割（平成20年4月1日施行）

「離婚時年金分割」施行
平成19年4月1日

「第3号被保険者期間の年金分割」施行
平成20年4月1日

裁判により、「年金分割」は可能であったが、元夫の年金の一部を間接的に受取るもの

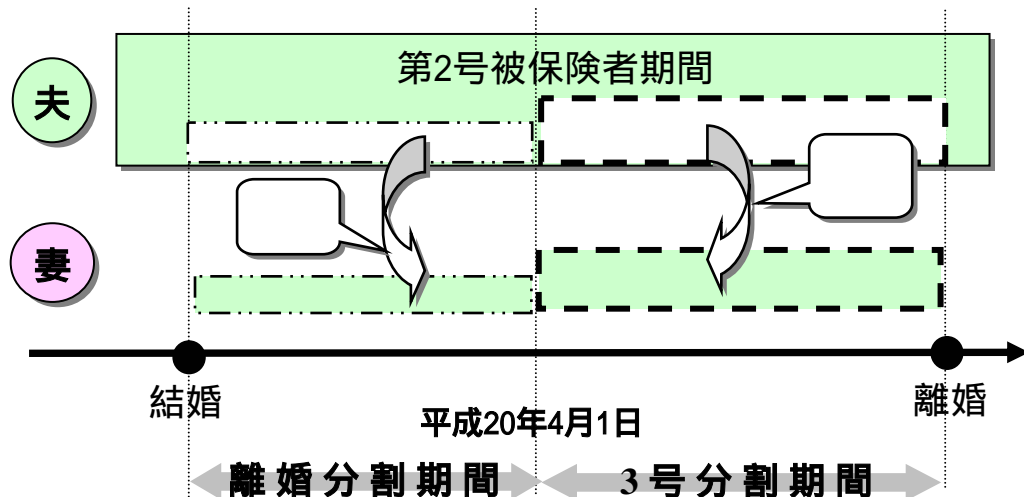
元妻が働いていたか否かによらず、
「離婚時の年金分割」
は、元夫と元妻の合意により年金（婚姻期間の報酬）を分割
（平成19年4月1日以前の婚姻期間にも適用）

元妻が働いていた期間は、
「離婚時の年金分割」
の取扱いとなり、元夫と元妻の合意により年金（婚姻期間の報酬）を分割

元妻が働いていない期間（第3号被保険者期間）は、
「第3号被保険者期間の年金分割」
の取扱いとなり、元妻の請求により、強制1/2分割となる
（平成20年4月1日以降の婚姻期間に適用）

2 - 2 . 第3号被保険者期間の分割 (平成20年4月施行)

<妻が専業主婦(第3号被保険者)の場合>

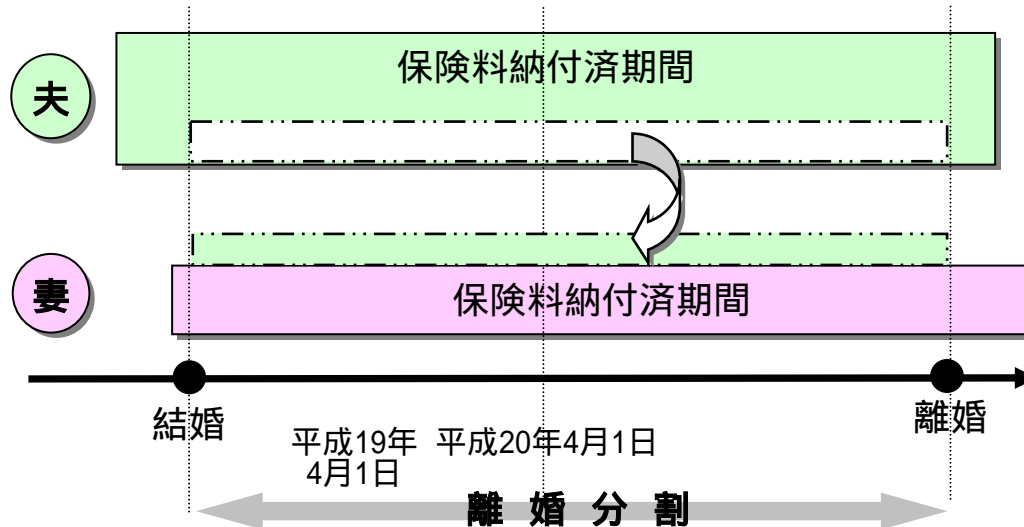


第3号被保険者期間の分割
・平成20年4月1日以降の婚姻期間に適用
・一律2分の1分割(夫の同意不要)

離婚分割
・平成20年3月31日以前の婚姻期間に適用
・夫との協議で分割割合を決定(上限2分の1)

の第3号被保険者期間の分割された報酬を妻の報酬に算入しての離婚分割を行う。もらう側の標準報酬額は、夫婦総報酬額の2分の1が上限。

<夫婦共働きの場合>

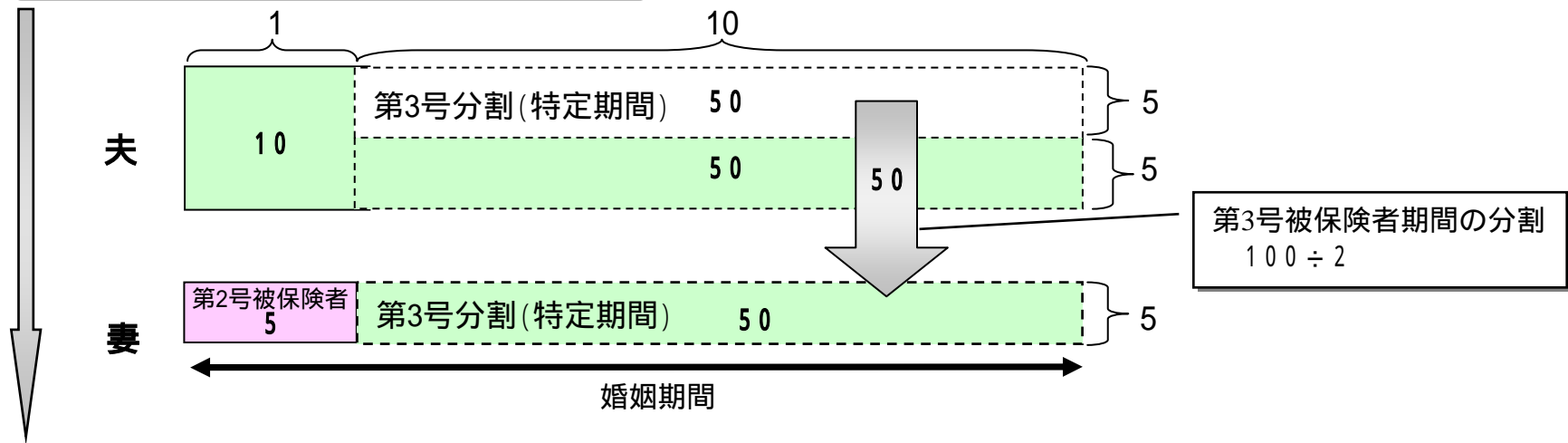


離婚分割
・第3号被保険者期間の分割は関係なし
・平成19年4月1日以降の離婚に適用

2 - 2 . 第3号被保険者期間の分割 (平成20年4月施行)

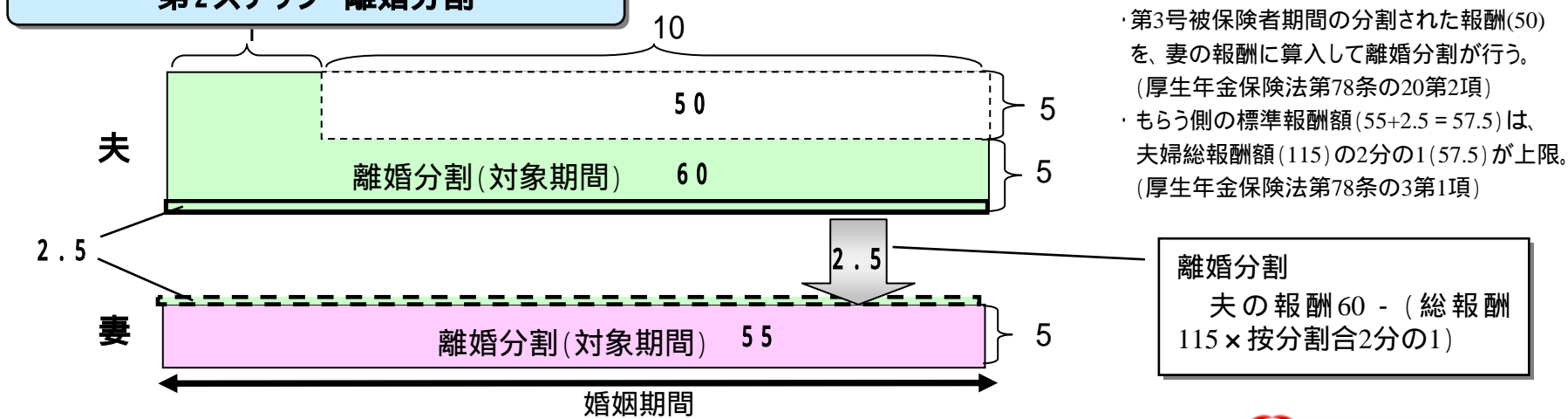
< 離婚分割の対象期間に第3号被保険者期間が存在する場合 >

第1ステップ 第3号被保険者期間の分割



第2ステップ 離婚分割

(按分割合: 2分の1、総報酬: 115 (夫60、妻55))



- ・第3号被保険者期間の分割された報酬(50)を、妻の報酬に算入して離婚分割が行う。(厚生年金保険法第78条の20第2項)
- ・もらう側の標準報酬額(55+2.5 = 57.5)は、夫婦総報酬額(115)の2分の1(57.5)が上限。(厚生年金保険法第78条の3第1項)

【ご参考】離婚分割と第3号被保険者期間の分割の比較

	離婚時の年金分割	第3号被保険者期間の分割
制度施行	平成19年4月1日	平成20年4月1日
対象となる離婚	平成19年4月1日以降に 成立した離婚	平成20年4月1日以降に 成立した離婚
分割対象となる期間	婚姻期間 1 (妻が働いているか否かを問わず、 平成19年4月1日前の期間を含む)	平成20年4月1日以降の第3号被保 険者期間(妻が働いていない期間) 1
分割の割合	任意の按分割合 (夫と妻の対象期間における 標準報酬総額の合計額の50%が上限)	2分の1
分割に係る同意	必要 2	不要

1・・・離婚時年金分割の請求を行う際に平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間(妻が働いていない期間)がある場合は、第3号被保険者期間の分割の請求があったものとみなされる(厚年法第78条の20)

2・・・家庭裁判所が按分割合を定めた場合を除く

2 - 3 . その他の改正事項

法令解釈通知(厚生年金基金・DB年金)の一部改正

郵政民営化法等()の施行に伴い、文言の一部を改正

- (例) ・ 「証券取引所」 「金融商品取引所」 ・ 「郵便貯金」 削除
・ 「証券会社」 「金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)」

() 「郵政民営化法」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の2つ。

離婚分割移換金

離婚分割移換金は、翌事業年度3月末までに社会保険庁へ納入

減価償却方法

減価償却方法の変更 基金の資産も1円まで償却可能に

(平成20年4月1日以後に取得した減価償却資産について、「残存価格」「償却可能限度額」も廃止)

3 . その他の動き



- 3 - 1 . 最低責任準備金の適用利率**
- 3 - 2 . 特別法人税の凍結延長(平成23年3月末まで)**
- 3 - 3 . 被用者年金一元化法案**

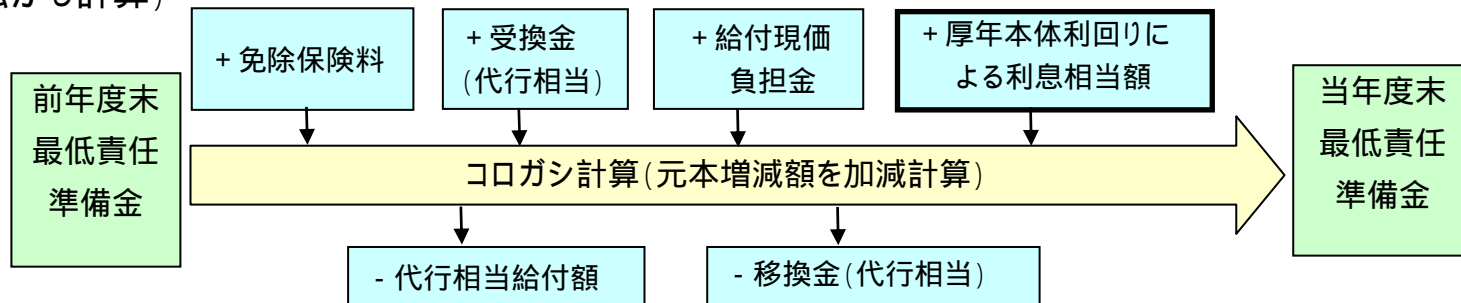
3 - 1 . 最低責任準備金の適用利率

最低責任準備金の算出にかかる平成20年の適用利率() **年3.10%** (平成20年1月～12月)

() 平成19年12月21日付厚生労働省告示第422号

最低責任準備金の算定方法

(いわゆる転がし計算)



<ご参考> 過去からの利回りと最低責任準備金算出にかかる適用利率

	厚生年金本体の 利回り		最低責任準備金 付利率(暦年)
平成15年度	4.91%		
平成16年度	2.73%		
平成17年度	6.82%	17年1月～	4.91%
平成18年度	3.10%	18年1月～	2.73%
平成19年度	2%台半ば?	19年1月～	6.82%
		20年1月～	3.10%

1年9ヶ月遅れで適用

3 - 2 . 特別法人税の凍結延長（平成23年3月末まで）

特別法人税の課税停止措置が3年間延長へ（平成20年4月～平成23年3月）

平成20年1月11日に特別法人税の課税停止措置延長を含む「平成20年度税制改正の要綱」が閣議決定。国会審議を経て、関連する法律の成立後に実施されます。

特別法人税とは…

- ・企業年金(確定給付企業年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金
- ・税率は1.173% < 国税1%、地方税0.173%(標準税率) >

非課税となっている企業拠出部分及び運用益部分について、他の投資形態に対する課税とのバランス及び企業内における退職引当金に係る課税とのバランス等に着目し、従業員の所得としての課税は年金受給時に行うことによる、その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するものです。

<ご参考> 過去の改正

平成11年度税制改正…特別法人税の課税停止(2年間の時限措置)(平成11年4月～平成13年3月)

平成13年度税制改正…特別法人税の課税停止の2年間延長(平成13年4月～平成15年3月)

平成15年度税制改正…特別法人税の課税停止の2年間延長(平成15年4月～平成17年3月)

平成17年度税制改正…特別法人税の課税停止の3年間延長(平成17年4月～平成20年3月)

3 - 3 . 被用者年金一元化法案

被用者年金一元化法案()が成立した場合、
企業年金に係る諸規定の改善
パートタイム労働者への厚生年金の適用対象の拡大
などが行われると考えられる。

() 正式名称「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」。平成20年3月現在、衆議院で審議中。

企業年金に係る諸規定の改善

法案成立については未定

確定給付企業年金に関する主な改正事項

1. 老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大(65歳まで) (平成20年4月施行)
2. 事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件の明示 (平成22年4月施行)

確定拠出年金に関する主な改正事項

1. 運用方法の除外に係る手続き緩和 (平成20年4月施行)
2. 拠出限度額決定の考え方の明示 (平成20年4月施行)
3. 投資教育の充実 (平成20年4月施行)
4. 資格喪失年齢の引上げ(60歳 65歳) (平成21年4月施行)
5. 自動移換者に係る強制裁定の実施 (平成21年4月施行)
6. 中途引出要件の緩和 (平成21年4月施行)

3 - 3 . 被用者年金一元化法案

パートタイム労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大 (施行日:平成23年9月1日)

< 現行 >

所定労働時間が週30時間(正社員の4分の3)以上の者

法案成立については未定

< 改定案:平成23年9月 ~ >

所定労働時間 : 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
勤務期間 : 当該事業所に継続して1年以上の勤務が見込まれる者
賃金水準 : 賃金月額98,000円以上の者

改定案による適用拡大対象者数(目安)は、パートタイム労働者1,200万人のうち、約40万人*

*「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ 第10回資料」より

<ご参考> 改正パートタイム労働法について (施行日:平成20年4月1日 ~)

全てのパートタイム労働者の待遇改善を目的としており、概要は次の通り。

1. 労働条件の文書交付・説明義務
2. 均衡の取れた待遇の確保の推進
3. 正社員への転換の推進
4. 苦情処理・紛争解決援助
5. 事業主等支援の整備

厚生年金保険への適用拡大に関連

当法改正に該当するパートタイム労働者は全体の4~5%*にとどまる見通しとされている。

* (財)21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」(平成13年)より

4.【ご参考】平成19年10月～平成20年3月の年金ニュース



【ご参考】平成19年10月～12月の年金ニュース

	年金記録問題関連	法改正等	その他
平成19年10月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金の実態調査実施【通知：厚年】（ No.77） 厚生年金基金の加入員原簿の記録の適正な管理等について【通知：厚年】（ No.78） 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金及び確定拠出年金の加入員原簿の記録の適正な管理等について【通知：DB、DC】（ No.79） 	<ul style="list-style-type: none"> 第3号被保険者期間の分割の取扱い【事務連絡】（ No.80） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金特例法の成立【法律、厚年】（ No.82） 厚生年金特例法、政省令の施行【法律等、厚年】（ No.84） 	<ul style="list-style-type: none"> 郵政民営化に伴う通知改正【通知、DB、厚年】（ No.81） 第3号被保険者期間の分割政省令に係る意見募集開始【政省令、厚年】（ No.85） 	<ul style="list-style-type: none"> 特別法人税の凍結延長方針明示（ No.83） 最低責任準備金の平成20年ころがし利率告示【告示、厚年】（ No.86）

（ No. ）とは三菱UFJ年金ニュースの発行番号です。

【ご参考】平成20年1月～3月の年金ニュース

	年金記録問題関連	法改正等	その他
平成20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 記録突合等の費用の取扱い等について【通知、事務連絡、厚年】(No.87) 厚生年金特例法の基金事務について【通知、厚年】(No.88) 記録突合等の費用の取扱いに係るQ&A【厚年】(No.89) 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚分割移換金に係る事務連絡と減価償却方法の変更等に係る通知改正【通知、事務連絡、厚年】(No.90) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金及び確定給付企業年金における住所管理方法の厚労省案の提示【DB、厚年】(No.91) 住所管理に係る意見募集開始について【DB、厚年】(No.92) 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省通知「社会保険庁の保有する住所情報等の厚生年金基金への提供に係る取扱いについて」等の発出について【厚年】(No.93) 住所管理制度化について(加入中は除外)【DB、厚年】(No.95) 業務経理への繰入れ特例(緩和)通知発出【厚年】(No.98) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3号分割に係る通知改正について【厚年】(No.97) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の予定利率について【DB、厚年】(No.94) 企業会計基準公開草案第24号「退職給付に係る会計基準」の一部改正(案)【DB、厚年、適年、退職金】(No.96)

(No.)とは三菱UFJ年金ニュースの発行番号です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6250-3360
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))